

【京都大学大学院理学研究科 新型コロナウイルス感染防止活動制限レベルに応じたセミナーハウス使用許可基準について】

令和4年6月15日

セミナーハウス		ガイドラインより抜粋！ ※詳細については、必ずガイドライン本体を確認すること								
レベル		セミナーハウスの扱い	講義室・会議室貸出	学内者のみのイベント	一般来客のあるイベント	京大構成員・研究活動関係者 身元が確かに必要な訪問者	見学・セミナー参加者			
レベル0	(制限なし)	通常								
レベル1	(最小限の制限)	<p>・使用責任者は理学研究科の教職員に限る。</p> <p>・理学教職員が主催する50名未満の学術研究会、高大連携活動等は専攻長施設長の許可を得ていれば許可する。</p> <p>・理学教職員が主催する50名以上の学術研究会、高大連携活動等及びその他のイベントは、将来計画委員会・常任委員会の許可を得ていれば許可する。</p> <p>・その他学外者を含む使用については、令和4年6月15日付「新型コロナウイルス感染の現状を踏まえた理学研究科における活動について」に基づき対応する。(申請書に関係書類を添付すること)</p>	<p>・使用責任者は理学研究科の教職員に限る。</p> <p>・理学教職員が主催する50名未満の学術研究会、高大連携活動等は専攻長施設長の許可を得ていれば許可する。</p> <p>・理学教職員が主催する50名以上の学術研究会、高大連携活動等及びその他のイベントは、将来計画委員会・常任委員会の許可を得ていれば許可する。</p> <p>・その他学外者を含む使用については、令和4年6月15日付「新型コロナウイルス感染の現状を踏まえた理学研究科における活動について」に基づき対応する。(申請書に関係書類を添付すること)</p>	<p>・講演会、公聴会、発表会は感染防止共通事項に配慮して実施する。</p>	<p>・責任者が理学研究科の教職員であるものに限る。</p> <p>・理学教職員が主催する50名未満の学術研究会、高大連携活動等は専攻長施設長の許可を得ていれば許可する。</p> <p>・理学教職員が主催する50名以上の学術研究会、高大連携活動等及びその他のイベントは、将来計画委員会・常任委員会の許可を得ていれば許可する。</p> <p>・その他学外者を含む使用については、令和4年6月15日付「新型コロナウイルス感染の現状を踏まえた理学研究科における活動について」に基づき対応する。(申請書に関係書類を添付すること)</p>	<p>・訪問させる場合は訪問者注意事項を遵守して行う。</p>	<p>・少人数の来訪であれば許可する。</p>			
レベル2ー	レベル2 ↓	<p>学内者のみの使用であれば、使用を許可する。ただし次の要件を満たしていない場合は、原則使用を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用人数は50名以内とする。 ・イベントの主催者は理学研究科の教職員に限る。 <p>学外者を含む使用については、欄外に記載の通りとする。レベル2ー(これまでのレベル1対応を転記しています)</p>	<p>・感染防止に配慮して使用を可能とする。</p>	<p>・屋内および大規模な会合は自粛する。</p> <p>・実施する場合は感染防止共通事項と訪問者注意事項を遵守する。</p>	<p>・大規模な一般来客のある講演会、公聴会、発表会を自粛する。</p>	<p>・やむを得ず訪問させる場合は訪問者注意事項を遵守して行う。</p>	<p>・一般の方の研究科内建物への訪問は自粛する。</p> <p>・訪問させる場合は訪問者注意事項を遵守して行う。</p>			
レベル2	(対面の制限)	<p>次の要件を満たす場合、学内者に限り使用を許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用人数は20名以内とする。 ・イベントの主催者は理学研究科の教職員に限る。 ・用途は、研究室ゼミ、講演会、公聴会、発表会、会議及び試験に限る。 <p>(入試が行われる場合のみ、学外者の使用を可能とする。)</p>	<p>・学外者への貸与を禁止する。</p> <p>・学内者の中規模以下の会議に貸与を許可する。</p> <p>・学内者の教授会などの大規模な会議への貸与は、原則禁止する。</p>	<p>・小規模な講演会、公聴会、発表会は感染防止共通事項を留意して実施する。</p> <p>・大規模、中規模の講演会、公聴会、発表会を禁止する。</p>	<p>・一般来客のある講演会、公聴会、発表会は禁止する。</p>	<p>・不要不急の訪問を禁じる</p> <p>・やむを得ず訪問させる場合は訪問者注意事項を遵守して行う。</p>	<p>・原則的に訪問は禁止する。</p>			
レベル3	(業務の制限)	使用停止	<p>・学外者への貸与を禁止する。</p> <p>・学内者の中規模以下の会議の集まりへの貸与を自粛する。</p> <p>・学内者の教授会などの大規模な会議への貸与は、原則禁止する。</p>	<p>・少人数の打ち合わせ以外の対面での講演会、公聴会、発表会を禁止する。</p>	<p>・一般来客のある講演会、学会を禁止する。</p>	<p>・原則として訪問を禁じる(短時間の納入・保守・清掃業者の入室を除く)</p>	<p>・訪問を禁じる</p>			
レベル4	(大幅な業務の制限)	使用停止	<p>・学外者への貸与を禁止する。</p> <p>・学内者への講義室・会議室の貸与も原則禁止する。</p>	↑	↑	<p>・訪問を禁じる(短時間の納入・保守・清掃業者の入室を除く)</p>	<p>・訪問を禁じる</p>			
レベル5	(緊急業務に限定)	使用停止	↑	↑	↑	<p>・訪問を禁じる</p>	<p>・訪問を禁じる</p>			

※レベル2ーにおける学外者の使用にあたっては、以下2点の条件を設ける

- ・以下のいずれかに当てはまる学外者のみ、使用を認める（一般の方がイベントに参加することは原則認めない）
 - 準学内者： 本学の教職員と職務上の交流があり、かつ、日頃よりキャンパス内に入り出している、またはコロナ感染症の影響がなければ出入りしていた者
 - 被招待者： 当該イベントの主催者が依頼して来てもらう、かつ当該人物が不在の場合にイベントが成立しないと考えられる者
 - 共同主催者： 理学研究科の教職員と当該イベントを共同で主催する者

- ・1人でも使用者に学外者を含む場合、従前の使用申請書に加えて、以下の事項をまとめた書類の提出を求める（様式は自由）

- ①ガイドライン記載の訪問者注意事項（以下4点）の遵守方法について
 - ・訪問者の氏名、所属、連絡先をどのように記録するか
 - ・訪問者の、当日の健康状態（検温と諸症状）の事前チェックをどのように実施するか
 - ・訪問者の、当日の学内における行動履歴をどのように記録、保管するか
 - ・訪問者の感染が判明した場合、どのように連絡をとるか
- ②イベント当日における、一般的な感染対策方法について